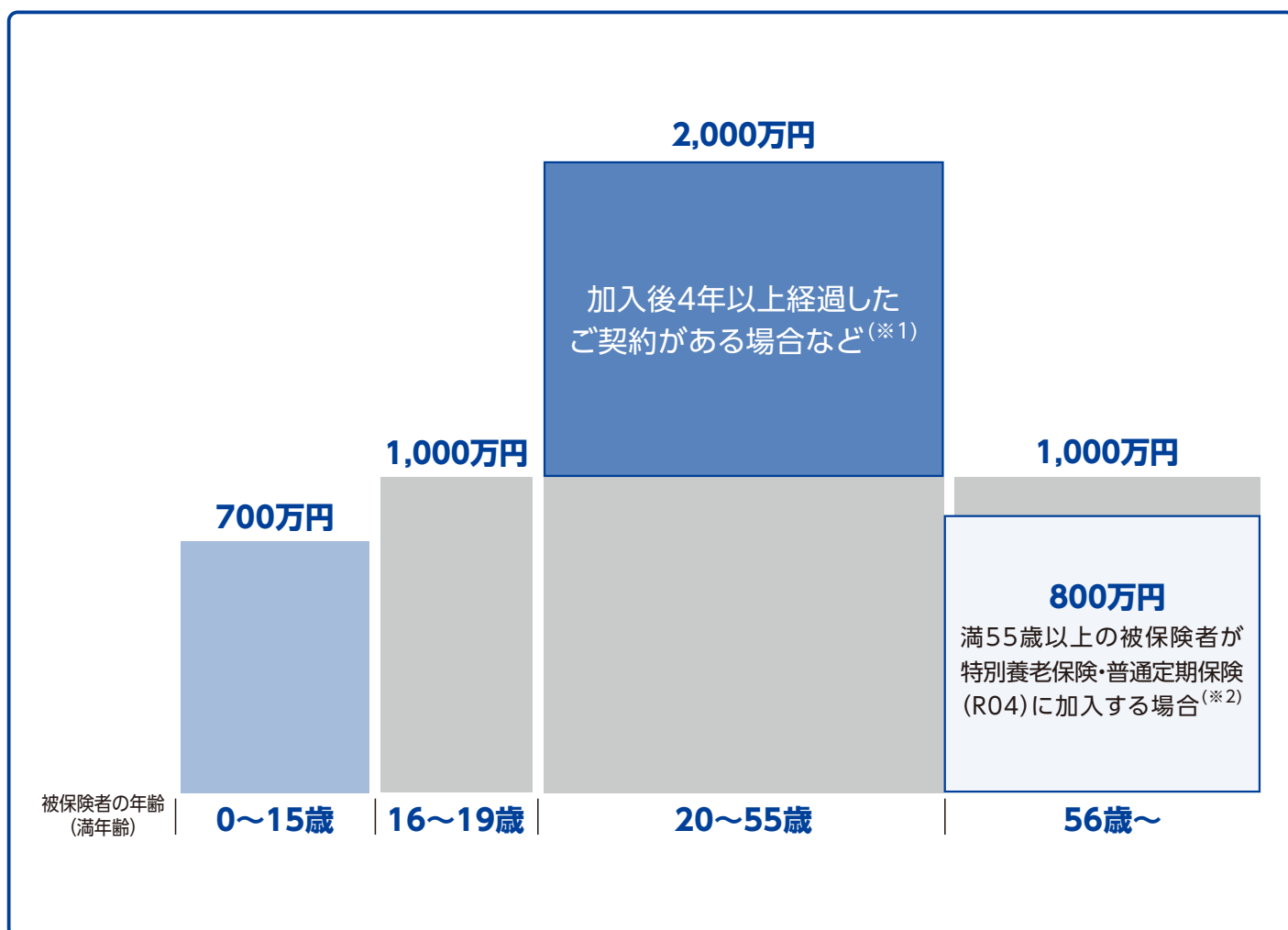


保険金の加入限度額

- 当社の保険契約は、法令により被保険者1人について加入できる保険金額などに限度（加入限度額）が定められています。
- 被保険者が「簡易生命保険契約」に加入しているときには、当社の生命保険に加入できる保険金額などは、下記の加入限度額から、簡易生命保険契約の保険金額を差し引いた額となります。

1 保険(基本契約)の加入限度額

- 被保険者が満15歳以下のとき・・・**700万円**
- 被保険者が満16歳以上のとき・・・**1,000万円**^{(※1)(※2)}



(※1) 被保険者が満20歳以上満55歳以下の場合、一定の条件（契約日を含めて4年以上経過した契約がある場合など）の下に、累計で**2,000万円**まで加入できます。

(※2) 被保険者が満55歳以上の場合は、特別養老保険、普通定期保険および普通定期保険(R04)の保険金額をあわせて**800万円**まで加入できます。

2 年金(基本契約)の加入限度額

- 基本年金額の合計で**90万円**(※1)(※2)

(※1) 通増型の年金保険においては初年度基本年金額です。

(※2) 長寿支援保険の基本年金額を含みます。

3 特約の加入限度額

	特約種類	加入限度額
ア	無配当災害特約(※1)(※2)	被保険者1人につき 合計 1,000万円
	<介護特約>	
	<災害特約>(※1)	
イ	無配当傷害医療特約(R04)(※1)(※2)	被保険者1人につき 合計 1,000万円 アの特約とは別枠です。
	無配当総合医療特約(R04)(※1)(※2)	
	引受基準緩和型無配当総合医療特約(R04)(※2)	
	<傷害入院特約>	
	<疾病入院特約>	
	<疾病傷害入院特約>	
	<無配当傷害入院特約>(※1)	
	<無配当疾病傷害入院特約>(※1)	
	<無配当傷害医療特約>(※1)(※2)	
	<無配当総合医療特約>(※1)(※2)	
<引受基準緩和型無配当総合医療特約>(※2)		
ウ	無配当先進医療特約(無解約返戻金型)	

< >の特約は現在販売していません。

(※1) 学資保険(H24)用を含みます。

(※2) 解約返戻金低減型、無解約返戻金型を含みます。

4 保険料払込総額の加入限度額

- 財形積立貯蓄保険および財形住宅貯蓄保険 あわせて**550万円**

・財形商品については、他に、関係法令による保険料払込総額などの制限があります。

1～**4**に記載の法令による加入限度額以外にも、被保険者の年齢や保険種類などによって、加入できる保険金額に一定の制限があります。